

警備業務細目

1 業務内容

(1) 機械警備機器の設置及び撤去

ア 乙は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を設置、交換、修繕する場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整した上で、甲の監督の下に実施すること。

イ 各エリア（棟）の機械警備開始日は次のとおりとする。

(ア) 令和2年4月1日警備開始

研究棟、試験準備棟、南相馬滑走路附属格納庫、簡易計測室A、簡易計測室B、連続稼働耐久試験棟、市街地フィールド（ビルA、住宅A、住宅B、ガレージ1、ガレージ2、ガレージ3、ガレージ4）、風洞棟、屋内水槽試験棟、屋外門扉（エントランスゲート、西側通用口、管理ゲート1、北側通用口、東側通用口）、浪江滑走路附属格納庫

(イ) 令和2年7月1日警備開始（一部改装）

研究棟101号室、102号室、201号室、202号室、203号室、204号室

ウ 乙は、アを実施するに当たり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施する。

エ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により乙所有の機械警備機器を撤去する必要がある場合は、甲の指定する期日までに甲の承諾、監督の下に撤去すること。また、機械警備機器の設置個所について、設置したことが原因で修繕を要すると甲が認めた場合は、乙は乙の費用で修繕する。

オ 機械警備機器の設置、交換、修繕、撤去及び機械警備に代わる人的警備等に係る費用は、乙が負担する。

(2) 侵入、火災、その他の異常事態の感知

警備対象で発生した異常事態信号を乙の警報監視センターへ自動的に送信する。

(3) 異常事態発生時における乙の警備員の派遣、現場確認及び被害拡大防止

乙は、警報監視装置により異常事態信号を受信した時は、乙の警備員を警備対象に派遣し、現場を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。

(4) 関係先への通報及び連絡

警備対象に到着した乙の警備員は、異常事態を確認後、乙の警報監視センターへその状況を報告するとともに、必要に応じて警察や消防等関係先へ通報する。また、異常事態の詳細を甲が指定した緊急連絡先へ連絡する。

- (5) 機械警備機器や乙の警報監視センター装置の点検、調整及び修理
機械警備機器等の機能について、乙は乙の費用負担にて適宜保守点検を行い、正常作動を確認するとともに、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。
- (6) 警備実施時間
警備実施時間は、全日 24 時間とする。
- (7) 緊急連絡先の指定
 - ア 甲は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を乙に通知する。
 - イ 前項アの緊急連絡先に変更がある場合、甲は、その都度遅滞なく変更したその連絡先を乙に通知する。

2 機械警備機器のシステム概要

(1) 侵入警報

機械警備機器の設置位置は付図のとおりとし、システムの要件は次のとおりとする。

ア 研究棟

次のエリアで警備区域を分割し、それぞれに非接触カード式の警備 ON/OFF 操作器（以下「カードリーダー」と言う。）又は事務室に設置の警報集中監視装置（以下「警報盤」と言う。）による警備 ON/OFF を操作する。

(ア) 個別カードリーダーによる警備 ON/OFF

- a 研究棟 A 棟メインエリア(事務室、所長室、101号室、102号室、機器分析室、防塵試験室、倉庫4、加工室、環境測定室、作業室1、サーバー室、総合管制室)
- b 研究室1
- c 研究室2
- d 研究室3
- e 研究室4
- f 研究室5
- g 研究室6
- h 研究室7
- i 研究室8
- j 研究室9
- k 研究室10
- l 研究室11
- m 研究室12
- n 研究室13
- o 研究室14

- p 研究室 1 5
- q 研究室 1 6
- r 保管庫
- s 貸出倉庫 1
- t 貸出倉庫 2
- u 貸出倉庫 3
- v 貸出倉庫 4
- w 貸出倉庫 5
- x 貸出倉庫 6

(イ) 警報盤による警備 ON/OFF

研究棟 B 棟、研究棟 C 棟

(ウ) 上記(ア)及び(イ)による警備 ON/OFF

- a 研究棟南側共用部エリア（職員通用口、風除室 1、エントランスホール、ホワイエ、廊下 1、廊下 2、廊下 4、廊下 5、廊下 7、廊下 8、2 階ラウンジ）

研究棟 A 棟メインエリアに連動する。

- b 研究棟北側共用部エリア（研究者通用口、風除室 2、風除室 3、廊下 6、廊下 6-2、廊下 9、廊下 10）

研究棟 A 棟メインエリアおよび研究室 1～16 の両方の警備セットに連動し警備セットになり、前述のうち 1 カ所の警備解除に連動して警備解除となる。

(エ) 既設電気錠との連動

各エリア、各室のカードリーダーは、扉電気錠と連動させ、警備が ON 状態のときは電気錠が開錠しない設定とする。ただし、電気錠が設置されていない扉にあっては、警備 ON の状態時に扉を開放できなくなる機器を設置すること。

イ 南相馬地内の研究棟を除く施設

機械警備の ON/OFF は、研究棟の警報盤で操作する。

ウ 浪江滑走路附属格納庫

カードリーダーにより警備 ON/OFF 操作する。

(2) 火災警報

ア 南相馬地内の施設

研究棟内の自動火災報知設備の移報端子から警報盤に接続し、24 時間監視する。

イ 浪江滑走路附属格納庫

簡易整備室内の自動火災報知設備の移報端子から警報盤に接続し、24 時間監視する。

(3) その他の警報

ア 出動要請ボタン

研究棟2階ラウンジに非常押しボタンを設置し、研究室入居者が警備員の緊急出動要請を行う。(警備員の出動は有料とし、出動料金および請求先は別途調整する。)

イ 停電(5分以上継続するものに限る)及び警報送信用回線の断線は、24時間監視する。

(4) カードリーダーの種類

カードリーダーは既設の電気錠開錠装置用ICカード(Felicaカード)対応のものとし、ICカードを共有できること。

3 令和2年7月1日以降の警備システム変更

令和2年7月1日より101号室、102号室、201号室、202号室、203号室、204号室は研究室として使用可能とするため、次のとおり仕様を変更する。

(1) 警備ON/OFF操作

各部屋にカードリーダーを追加設置し、警報盤による警備ON/OFFからカードリーダーによるON/OFF操作に変更する。扉電気錠が設置されている部屋はこれに連動させ、警備がON状態のときは電気錠が開錠しない設定とする。

(2) 侵入警報センサー追加

101号室、102号室、201号室、202号室、203号室、204号室の扉に開閉センサー各1セット、空間センサー各1個を追加設置する。

(3) 共用部エリアの警備

廊下7、廊下8、2階ラウンジを研究棟南側共用部エリアから研究棟北側共用部エリアに変更する。(研究棟南側共用部エリアが職員通用口、風除室1、エントランスホール、ホワイエ、廊下1、廊下2、廊下4、廊下5、研究棟北側共用部エリアが研究者通用口、風除室2、風除室3、廊下6、廊下6-2、廊下9、廊下7、廊下8、廊下10、2階ラウンジに変更)

(4) 変更工事の時期

警備システムの変更は6月30日24時00分までに完了とし、変更工事の時期は指定しないが、警備料金の変更は7月1日より遡らない。